

雲谷等顔・等益の慶長期の史料

吉 積 久 年

等顔をはじめとする萩（長州）藩御用絵師の雲谷派については、田中助一・影山純夫・山本英男各氏らの研究業績がある。それらは、遺存する絵画作品を第一の手掛りとしていることに論をまたないが、当館架蔵の萩藩政史料と称される毛利家文庫の存在は、御用絵師であっただけにその足跡を辿るには格好の史料たり得ている。とりわけ、毛利家各家臣から藩に提出された各家の系図・正統略譜・伝来古文書を明らかにした「譜録」は重宝される。寛保元年（一七四一）書上げの原治兵衛直儀家、明和二年（一七六五）書上げの雲谷等徴家など雲谷四家をはじめその弟子筋の家など。これに「分限帳」も補足史料として見落せない。

以上のほかにも雲谷派関連史料は散見される。だが、従来紹介されている「譜録」以下多くの史料が近世中期以降に成立していることに留意する必要がある。等顔や等益など雲谷家草創の時代から百年も経過した中で執筆されているものがほとんどなのである。一次史料ともいえるべきものは極く極く限定されているというのが厳然たる認識であったと思う。

そんな中、雲谷家草創期の史料の発掘は、大いに関心が寄せられるものと確信する。等顔や等益の肉筆が、絵画作品品以外に、案外にも多く眠っていたのである。

ここに紹介する史料は、全て同じ毛利家文庫の中に認められる。その筆頭が「継立原書」と称されているもので、「慶長元和頃物品受渡受取控」(継立原書³)との標題が与えられているが、これは原標題ではなく後世付されたものである。一八綴からなる大分の史料群である。文書を長尺の一継立にし、さらにそれを折って編綴したもので取扱いがややむつかしく、脱漏が多々見られるという条件下にある。内容は紙や蠟燭などさまざまな物品の受取証を中核とし、慶長十六年(一六一一)を上限として寛文年間(一六七〇年前後)までを含むが、慶長・元和期のものが大半を占める。これはいずれも原本である。

この片割れが「用度」及び「遠用物」にも見出される。

さらに、以上と本来一群をなしていたと思われるものに「旧記」がある。慶長十六年の請取蠟燭をはじめ数十冊からなる。ただし、後世の写しで袋綴本の形をとる。継立原書・用度・遠用物との重複は見られないようである。⁽⁶⁾

等顔、洞春寺関係史料、等益(狩野次兵衛)、狩野図書と雲沢等溪の四項目を立てて史料を掲げるが、その下段に手引きとなるメモを付している。登場人物の簡単な略歴については、断らない限り「譜録」に多く依存している。

なお、原本の大半には裏書がある。物品受取の最終確認を示すもので、大かた「存畢」などとの一言が添えられるにとどまるため、特記の必要もないと判断しほとんど省略した。

等 顔

慶長十年十二月十四日付け福原広俊外八百十九名連署起請文(毛利家文書)や八箇国時代分限帳には「狩野等顔」と現れているが、ここに紹介する史料にはいずれも「等顔」としか記されていない。花押も随分趣きを異にする。

等顔(一五四七—一六一六)の消息については、慶長拾六年正月元日二日迄之次第(遠用物・近世前期四八五)の二日の座配お歴々約四〇名の中に等顔の名が窺え、元和貳年正月御座敷之次第(同)の二日の座配中にも等顔の名があることから、慶長十六年(一六一一)つまり法橋に叙せられた年から元和二年(一六一六)までのいわゆる晩年および五年についてつきとめられることになる。以下に掲げる史料もこの期間に納まっている。

十六年六月から八月には能開催時に使われる折や盃台に絵を描いているが、この前後については次項を視野に入れる必要がある。十七年三月から四月にかけては、藩主毛利秀就の江戸御用押絵屏風、同五月には能の道具である折箱への描画、さらに六月は能舞台松絵と藩御用をたて続けにこなしている。十八年九月には千枚の金箔を頂いて屏風制作、十月には毛利輝元・就隆父子の「御諷之本」表紙絵を制作している。翌十九年は屏風制作。二十年三月短冊二〇枚の下絵、閏六月は京都御用の屏風にかかっている。以上のほか年代不明の屏風絵制作があつて、これら一連の労に対し帷子が下されたらしい。なお、毛利輝元・秀就から等顔に発給された一連の労いの感状は、原治兵衛直儀家「譜録」に数通書上げられているが、いずれも年紀を欠いている。

①「一ろうそく 三挺定

右は 三次郎様御能之時御折

御盃之臺二等顔會被調候二付而請取

渡申處如件

(慶長十六年)
六月廿二日

飯田彦兵衛書判(旧記59)

「三次郎」は、毛利宗瑞(輝元)の次男で藩主秀就の弟、のち徳山藩主となる毛利就隆(一六〇二—一七九)の幼名。同人が能を催したとき、折と盃台に等顔の絵が所望され、その制作時に使う蠟燭三挺の受渡し証。

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

一一一

②「一同(筆者注・ろうそく)式挺

右折繪被仰付候時等顔江請取

渡申候已上

(慶長十六年)
七月十三日

飯田彦兵衛書判(旧記59)

①に連関するものであろう。当時、秀就は江戸在府中であり、帰国はこの年慶長十六年十二月のことである。

③「一ろうそく 式挺 但中

右は御能御座候時折繪被仰付候時

請取渡申處如件

(慶長十六年)
八月四日

飯田彦兵衛書判(旧記59)

等顔の名は認めないが、①②との関連を強く匂わせる。なお、この年十二月二十八日に歳暮として小袖を拝領した四〇人の中に等顔の名が認められる(継立原書3の16)。

④「請取申唐紙之事

合百枚定

右ハ 若殿様江戸へ被遣候押

繪相調候時請取申所如件

慶長拾七

三月廿九日

等顔(花押)

末国左馬助殿(継立原書3の18) 図1

「若殿」とは、初代萩藩主毛利秀就(一五九五—一六五二)で、輝元(宗瑞、一五五—一六二五)の嗣子。

「末国左馬助」とは、御納戸役(慶長十六年就任)で初名を長氏、慶長十九年歳末、毛利宗瑞より元の字を戴き元貞を称す。正保元年(一六四四)没、享年六十四歳。

等顔の花押は、既述の福原広俊外八百十九名連署起請文に見えるものが周知だが、本件とは全く趣きを別にしてしている。

⑤「請取申江戸帛之事

合五帖 但小数式百卅壹枚なり

右押絵之うら昏トして

請取申所如件

慶十七

卯月七日

等顔(花押)

末国左馬助殿

右存畢

同日

林仁左(花押)(継立原書3の18)

「江戸帛」とは、江戸唐紙のことであろう。

④と併せ、慶長十七年三・四月に藩主江戸御用の押絵制作を命ぜられ、その材料の紙の提供を受けたことを示す史料である。

最尾の「林仁左(衛門尉)」は、名は元忠、寛永二年(一六二五)没、享年不明。④の裏書にも記されており、後記⑫⑬の内藤左衛門尉と同一人物。毛利宗瑞・秀就父子に仕え、御側頭役を勤める。

⑥「此折箱のふたニ繪を御かゝせ候て
可被下候以上

慶長十七

五月八日

桜藤右(花押)

等顔様参(遠用物・近世前期二〇一四)

⑥⑦は、能に必要な折箱の蓋に絵を描くことを要請された史料。

「桜藤右」は、桜井藤右衛門英之、生没年も肩書も不明。なお、別に卯月晦日同人が署名する「五月一日御能之時折箱の絵かゝせ申候」用の蠟燭二丁の受取証がある。

⑦「此折箱式ツ絵被遊候而明日可

御上ケ候明後日御能ニ入申湯九郎右
きり帯可被進候へ共拙者より可申候由
如此ニ候此切帯ニて全而代物引合ワたし
可申候以上
（慶長十七九）
子ノ
御たいきにて

五月廿二日

来九右（花押）

等がん御内

高橋与次殿まいる」

（遠用物・近世前期二〇三二）

「湯九郎右」は、湯浅九郎右衛門尉就直、正保五年（一六四八）没、享年も肩書も不明。
「来九右」は、来島九右衛門元善、寛永十四年（一六三七）没、享年七十八歳。肩書は不明。
「高橋与次」は、高橋与次安一、正保三年（一六四六）没、享年四十八歳。幼少の時、親元を離れて山口へ移り住み、毛利宗瑞の室清光院（一五五八—一六三一）の声がかりで毛利家に仕えるところとなったというほか不詳。高橋家は、与次の嗣子七郎左衛門安信が江戸御裏方を勤めるなど所謂武家奉公人の顔しか持っていない。ただし、与次の妹が狩野氏に嫁したとの記述は暗示的である。

⑧「請取申朱之事

合貳拾目定

右は御ぶたい松之畫被仰付候時

遣申候為後日一筆如件

慶長十七六月廿一日

等顔（花押）

「御ぶたい」とは、能舞台であろうし、その板壁に松の絵を描く際必要とした朱の受領証である。萩城の竣工が慶長十三年六月だが、築城に係る絵事としては後述の等益史料⑦のことを考える必要がある。

田原五郎左衛門殿まいる」（用度2）〈図2〉

⑨「請取申金薄之事

合千枚定

右は御屏風調申付而請取

申所如件

慶長十八

九月十八日

等顔書判

河北李助殿

田原五郎左衛門殿

末国左馬助殿」（旧記28）

「河北李助」は、後述の如く御蔵奉行の肩書をもつ。「田原五郎左衛門」「末国左馬助」も河北李助と連名される場合が多いことから、同様の肩書をもつと考えられる。末国左馬助は、前述のごとく慶長十六年御納戸役に就いたことが「譜録」に書きつけられている。河北李助は、慶長十五年毛利宗瑞から李助に任ぜられている。

⑩「請取申鉛鳥の子之事

一金鉛百枚定

一白鉛百枚定

一鳥のこ四枚定

右は 大殿様 日向様御諷之本

雲谷等顔・等益の慶長期の史料（吉積）

「鉛」は箔に通ず。「白鉛」は銀箔。

「大殿」は毛利輝元（宗瑞）、「日向（守）」はその次男毛利就隆。

「御諷」は御謡と推す。ちなみに、徳山毛利家には「慶長拾八年六月三日 就隆（花押）」との奥書をもつ「謡曲本・楊貴

二番分表帑トして受取等顔江
相渡申所如件

妃」一帖が伝わっている(『徳山毛利家歴史資料目録』一九八九年山口県教育委員会発行)。

慶長十八年

奈古屋与三右衛門書判

十月三日

田原五郎左衛門殿」(旧記28)

「奈古屋与三右衛門」は、この後、父九郎右衛門元忠とともに徳山藩の家老を勤め、名を隆忠といい、貞享三年(一六八六)没、享年八十四歳。

⑪「請取申朱之事

画題(芍薬図)が明らかになる希少な例。

合拾匁定

右ハ芍薬之御屏風絵被仰付候時

請取申所如件

慶長十九年

七月廿九日

等顔判

末國左馬助殿」(旧記58)

⑫「御たんさくの注文

金・銀箔の代銀が明示されるのはこれを唯一とする。金箔一

一短冊貳十枚

金銀の下ゑ

枚当り銀二匁、銀箔一枚当り同三分という値。

一金銀のはくの入目之事

「等顔内与次」は⑦に現れる高橋与次。

一金はく四十五枚

銀子九匁

一白はく十枚

同九分

右合銀子九匁九分

但はくにて御返候へハ無申事候

相延候へハさん用まされ申候

急度御さめ頼申候以上

三月晦日

等顔内

与次(花押)

宍権介様

「宍権介」とは祖式三左衛門元信、寛永十七年(一六四〇)没、享年七十七歳。「譜録」には「母衣之御役記録所出頭御手廻頭江戸御留守居御役等段々相勤候由」と見える。連署相手の内藤左衛門尉(⑤で説明)との関係を考えるべきであろう。

(裏)

右之はく七十五枚宍道権介殿

にて可有御上候以上

同日

祖三左(花押)

内左衛

田原五郎左衛門殿

河北奎助殿

末國左馬助殿」(継立原書3の11)

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

⑬「請取申朱之事」

合五匁定

右は京都へ被遣之候御屏風被

仰付候時請取遣申所如件

慶長式拾年

閏六月廿一日 等顔(印)

田原五郎左衛門殿

河北李助殿

末国左馬助殿(継立原書3の11)

〈図3・4〉

京都送り(送り先は不明)屏風制作の唯一の例。
花押の右脇に黒印(長丸印)一顆が坐わる。これを唯一の例とするが、印字の判読はむづかしい。

⑭「二御帷子巻ツ そめさらし」

右は等顔二被遣候如件

五月四日 内左衛(花押)

(継立原書3の16)

これは慶長十九・二十年御帷子遣方綴に見えるものである。

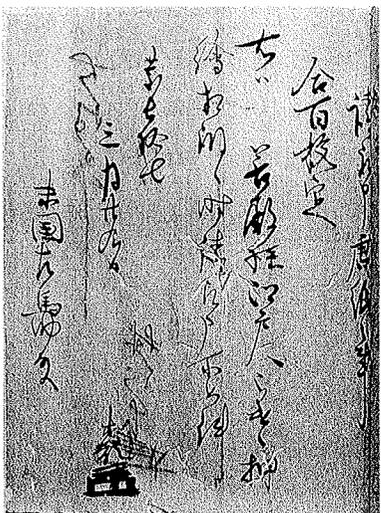


図1 等顔史料④

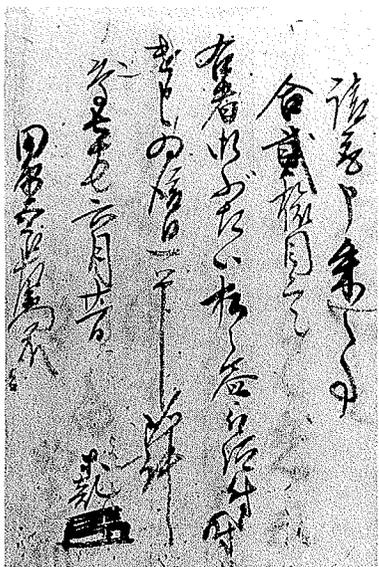


図2 等顔史料⑧

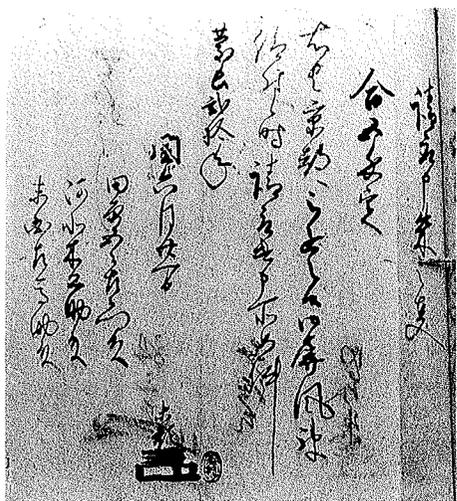


図3 等顔史料⑬

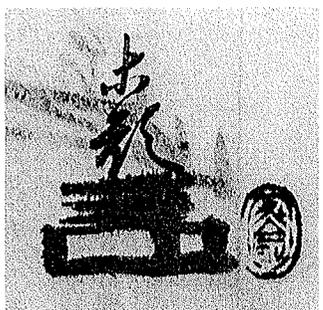


図4 等顔史料⑬の署名部分

⑮「請取申二枚屏風へりの緞子之事

一三尺二寸五分ヨコ壹尺四寸色ハも

ゑき地ハ留り右置口ニゐんはん付申候

但ゑ八月二かや

慶長

五月十六日

等顔(花押)

田原五郎左衛門

「(繼立原書3の9)」

二枚屏風の縁の表装生地(約九八×四二センチメートルの緞子、萌葱色)の受取証。

画題が明らかになる希少な例。「月二かや」は、月に萱である。

年紀が書落とされている。

⑯「自等顔調上申御屏風之事

一壹双 但絵鷹

一壹双 但仙人

一壹双 但絵鷹

一貳枚屏風かた〜 但絵千鳥

以上

三月十日「(繼立原書3の3) 〔図5〕

年紀がないが、等顔の没年月日が元和四年五月三日であること、管見の限り元和期の史料に出会わさないことや史料のあり方から慶長末年の史料であろうと考える。
⑰にも屏風絵の画題が現れるが、一堂に四作も明らかになるのはこれが唯一である。

洞春寺関係史料

毛利元就(一四九七―一五七二)の菩提寺である洞春寺(もともと安芸国吉田に建立され、毛利家の移封に伴い萩に移設し慶長十三年竣工、現在は山口市に所在)の障壁画について、今は所在不明だが、のこった図版によって等顔筆と考えられている二作がある。「屏書政要図」と「歩廊人物図」(襖絵)がそれである。

この制作に関わると思われる史料が、以下のように五点見出された。「洞春寺御座敷」「洞春寺宝間障子」とあるほか、洞春寺のときの住職玄轍の名が見られ、慶長十六年に集中していることから④の史料も一連のものと推して的外れではあるまい。ここに等顔の名は窺われないが、後述するようにこの年この時期息子の狩野次兵衛、つまり等益が公用の制作にいそしんでいること、前項に記したようにこの年正月二日の座配の中に等顔の名を見出せるし、六・七月に能にかかわる仕事についていることから、これら史料に隠れる絵師が等顔であるといつてゆるぎないと考える。等顔の作品で制作年代がつきとめられる希少な例となり、当該史料の意義は甚だ高いことになる。

①「請取申事

一金薄 兩度 六百枚

一銀薄 六百枚

一鳥ノ子 七束

以上

金・銀箔各六〇〇枚と鳥ノ子紙七束の受取証。

ここには、絵事に直接関わる記述はないが、②以下の絡みを想像することは容易であろう。

右前請取申候畢

慶長十六年

洞春寺納所

卯月廿一日

言沢(花押)

田原

五郎左衛門尉殿(継立原書3の3)

②「請取申繪之具之事

一 こんしやう 壹斤

一 にかわ 百本

一 朱 三兩

一 ろくしやう 半斤

以上

右は洞春寺御座敷之御用ニ

遣申候 以上

慶十六

五月十三日

吉田九右衛門(花押)

河北李助殿

「こんしやう」は紺青、「にかわ」は膠、「ろくしやう」は緑青。

「吉田九右衛門」は、吉田九右衛門兼忠、慶安三年(二六五

〇)没、享年七十九歳。毛利秀就のお側付きを勤める。

「末国与左衛門」は、等顔史料に顔を出す末国左馬助と同一人物。

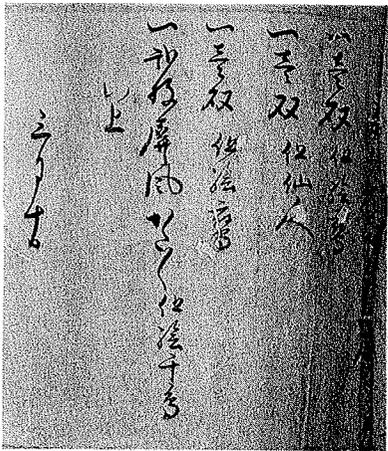


図5 等顔史料⑩

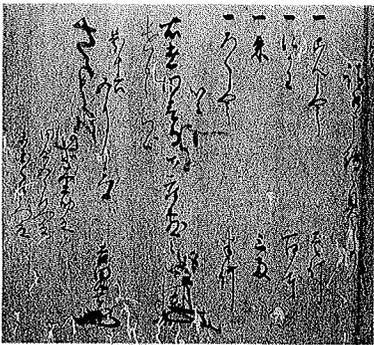


図6 洞春寺史料②

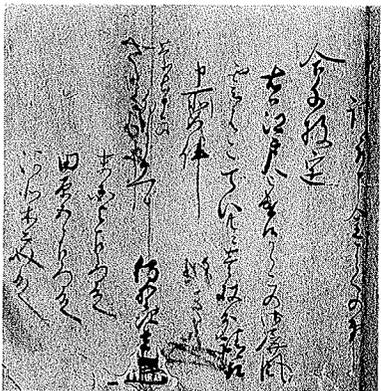


図7 等益史料①



図8 等益史料⑥

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

田原五郎左衛門殿

末国与左衛門殿(継立原書3の3)

〈図6〉

三四

③「請取申金はく之事
一半斤定

右は洞春寺室間障子之

為畫具請取申所如件

慶長十六五月十九日 吉田

九右衛門(花押)

御蔵御奉行

河北木工様(継立原書3の3)

「障子」は襖、すなわち「歩廊人物図」制作に係る絵具の受取と推す。

④「金薄貳百枚

一阿膠百本

右前請取申所如件

但繪具也

「玄轍」は筠溪玄轍、洞春寺二世充甫玄棟のあと三世を襲い、慶長十七年二月二十五日遷化(『防長寺社由来』)。玄轍の名は、等顔筆の山水長巻の跋文や達磨図(萩市徳隣寺)の賛文に見える。また、慶長十五年四月には建仁寺住職(二九八世)

慶長十六年五月廿日 洞春寺

□轍(花押)

にも就いている。

祖三左衛門殿(継立原書3の3)

⑤「武者繪問てい引

金薄貳百枚請取申所如件

慶長十六年

洞春寺

十一月廿一日

玄轍(花押)

祖式三左衛門□□

御□所(継立原書3の3)

「武者繪問」は、武者の絵つまり「屏書政要図」を描いた間(部屋)、「てい引」は泥引ではあるまいか。

等 益(狩野次兵衛)

父等顔が、狩野姓を冠せず登場するのに対し、次男等益(一五九一―一六四四)は「狩野次兵衛」とばかり現れる。「譜録」などでは治兵衛と表記される。等益として登場するのは、管見の限り寛永三年(一六二六)を嚆矢とする。つまり、法橋に叙せられてからということになる。また、等顔については慶長十六年から元和二年までの動静が掴まれるのに対し、次兵衛の消息掌握は慶長十六年から十八年までの二年余りに限定される。

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

三五

このころ、次兵衛は二十歳を越えたばかりだが、長男(のちの等与)が慶長十七年に生まれている。屏風絵制作にいそしみながら、萩城の障壁画や藩主秀就の弟就隆の御用にあたるほか、雪舟の押絵屏風に手を加えたと考えられるなどの多彩な仕事ぶりをかいま見ることができるといえる。

① 「請取申金はく之事

合千枚定

右ハ江戸へ被遣候からこの御屏風

雲はこでい共二壺双分請取

申所如件

慶長十六

卯月十一日

狩野次兵衛(花押)

末国与左衛門殿

田原五郎左衛門殿

河北奎介殿(継立原書3の3) 〔図7〕

②以下に掲げる史料のほとんどが同じ屏風絵制作に係るものであるが、その中で当史料のみ画題(唐子)が判明する。

「雲はこ」は雲箔。

② 「請取申銀はく之事

合四百枚之定

①とは四日の隔りしかなく、同じ江戸御用の屏風制作に係るものである。

請取申候所如件

慶長十六年

四月十五日

狩野

次兵衛(花押)

末国与左衛門殿(継立原書3の3)

③ 「請取申金はく之事

合八百まい之定

右は江戸被遣候おしゑ之

屏風遣申所如件

慶長拾六

五月十二日

加野次兵衛(花押)

田原五郎左衛門殿

末国与左衛門殿

河北奎助殿(継立原書3の3)

「おしゑ」は押絵。

①②と連関するものであろう。

④「請取申銀はく之事

合三十枚之定

右は 三次郎様御まへられ也

請取申所如件

慶長十六年

七月十日

狩野次兵衛（花押）

河北李助殿（継立原書3の3）

「三次郎」とは、元和三年（一六一七）配地を得て徳山藩主となる毛利就隆の幼名で、受領名は日向守、受領の時期はこの年十月。

⑤「請取申ならゆゑん事

合式丁定

右は 御城にて御屏風之繪被 仰付候

時請取申所如件

慶長十六年

十一月四日

狩野次兵衛（花押）

北河李助殿（継立原書3の5）

「ならゆゑん」は奈良油煙墨。

「御城」とは毛利氏の居城萩城で、慶長九年幕府の裁断を得て着工、同十三年六月に竣工している。

萩城完成から三年が経過しての城中用の屏風制作であるが、このとき未だ藩主毛利秀就は入城を果たしていず江戸にあり、初入城はこの年十二月二十六日のことであり、この入城を前にしての屏風制作であったか。

⑥「請取申祿青之事

合參拾斤定

右は 御屏風繪被 仰付候

時請取申所如件

田原五郎左衛門尉殿

末國与左衛門尉殿

慶長拾六年

霜月廿四日

狩野次兵衛（花押）

三谷仁右衛門（花押）

末國与左衛門尉殿

田原五郎左衛門尉殿

河北李助殿（継立原書3の3）（図8）

⑦「請取申銀薄之事

合千枚定

右新 御座間繪被仰付候

之時請取申所如件

雲谷等顔・等益の慶長期の史料（吉積）

「御座間繪」は、萩城御座間の障壁画であろうし、城障壁画制作の直接的史料はこれを唯一としている。また、⑤⑥同様

に藩主の初入城に備えたものであろう。

受取人が狩野次兵衛と三谷仁右衛門の二人で、連署史料はこれを唯一とする。⑤⑦とは近日差であり、萩城御用の屏風絵制作と目される。等益に加えて三谷仁右衛門（一五八三一—一六五四、等顔の弟子で等宿と号す）が共同制作にあつたことが判明し、秀就の初入城に備えた急ぎの用であつたことが想像される。慶長期における等宿の史料は、管見ではこれを唯一としているものの元和期に集中的に現われる。これについては後日を期したい。

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

四〇

慶長十六

十二月六日 狩野次兵衛(花押)

田原五郎左衛門殿

右存畢

同日 祖三左(花押)

林仁左(花押)

(継立原書3の3)〈図9〉

⑧「請取申美濃紙之事

合式帖定

右ハ 御姫様御用付而請取

狩野次兵衛ニ相渡申所如件

慶拾七(天)五月廿七日 桂吉右衛門(花押)

右存畢

同日 林仁左(花押)

末国左馬助殿(継立原書3の18)

「御姫様」とは毛利宗瑞(輝元)の長女(慶長五年生れ)で

あろう。元和二年(一六一六)岩国領主吉川広正に嫁し、正

保元年(一六四四)没、法名が高玄院殿超誉珠英大姉。

「桂吉右衛門」とは、慶長四年九歳で輝元のお側仕えをした

桂元盈。「譜録」には「御奥番頭役記録所役母衣役所勤」と記

される。寛文二年(一六六二)没、享年七十二歳。

⑨「請取申薄之事

一金薄百枚

一銀薄百枚

右は 御姫様御用候付而請取

狩野次兵衛へ渡申所如件

(慶長十七カ)子六月朔日 桂吉右衛門(花押)

右存畢

同日 林仁左(花押)

末左馬殿(用度2)

⑩「請取申油煙墨事

合四挺定 但大がた也

右は今度江戸へ被成 御持せ之

御屏風拾二分繪之具のため

うけ取申所如件

慶長十七年

八月十日 狩野次兵衛(花押)

雲谷等顔・等益の慶長期の史料(吉積)

「御姫様御用」、受領者の一致性などから⑧との関連が導き出され、「子」を慶長十七年と解し、この位置に据えた。

江戸御用の屏風一〇双制作のための絵具として、大形の油煙墨四挺の受取証。

この屏風制作に関わる同年六月二十日付けの別の史料がある。それによると、大唐紙一二〇枚を使った押絵屏風で、この裏打ち用の紙として江戸紙七二〇枚を張付師飯田内蔵丞が受取っている。飯田の名は慶卿、没年など不明、元就の兄興元の肖像を慶長二十年軸付け修理したことのほか、「吉野宮瀧之

末国左馬助殿(用度?)

⑪ 請取申金薄之事

合八百枚定 但色吉也

右は雪舟おし繪之小屏風

被 仰付候時請取遣申所如件

慶長拾七年九月廿八日 狩野次兵衛(花押)

河北李助殿

末国左馬介殿

田原五郎左衛門殿(用度?)

⑫ 請取申綴子之事

一長サ式尺七寸八分定

但たくみ綴子色浅黄

一金薄五拾枚定

一銀薄五拾枚定

繪(屏風・筆者註)宗瑞様御好二而繪書狩野太郎右衛門等宿書之大縁小縁取付申候事」などと見える。

雪舟筆押絵小屏風に係る金箔八〇〇枚の受取証。

この頃、飯田内蔵丞慶卿にさまざまな屏風の修復が命ぜられている。狩野永徳の梅絵金屏風などがその一例である。翌年六月三日付け請取申綴子之事の一条に「紺之綴子六尺五寸五歩 但...雪舟之墨絵おし付之金之小屏風壹双之大へり二遣申候」とあり、当該史料との関連性を匂わせる。等益は、このとき補筆を命ぜられたのではなかったか。

この年、毛利就隆御用に等顔(史料⑩)や次項に掲げる狩野図書ら絵師が集中的にかり出されている。



図9 等益史料⑦

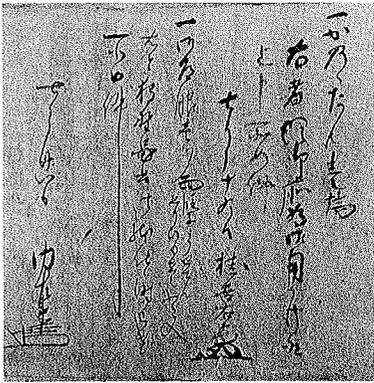


図10 狩野図書史料④

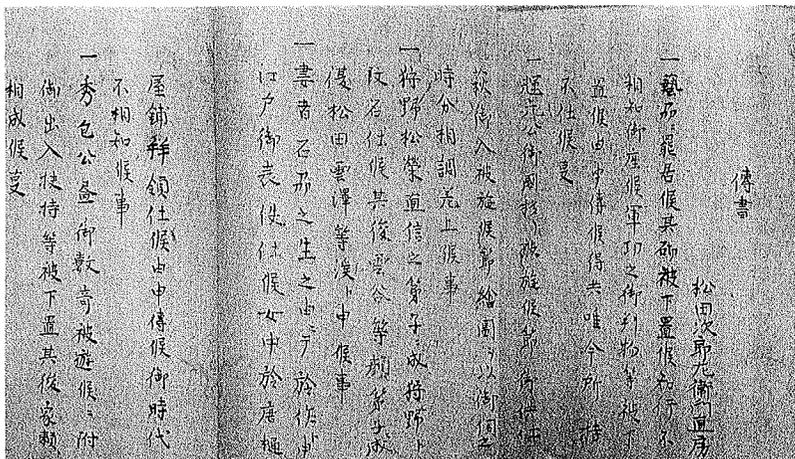


図11 松田等叔景明家「譜録」(松田次郎左衛門直房伝書の部分)

右は 日向様御まへられ二被仰

付候時請取調上ケ申所如件

慶長十八年

七月十二日 狩野次兵衛書判

河北李助殿

田原五郎左衛門殿

末国左馬助殿(旧記28)

狩野図書と雲沢等漢

ここに掲げる四点の史料には、狩野図書(允)という絵師の名があらわれる。三点で共通しているのが、「日向様」つまり毛利就隆の御用に係る材料の受取証であること、それに慶長十八年の一年に限られているということ、である。この慶長十八年には、等顔並びに狩野次兵衛(等益)にも毛利就隆御用が命ぜられていることが既掲の史料で判明している。

等顔・等益の流れから外して考えることはむづかしいと思うが、「譜録」などでは全く窺い得ない未周知の人物である。確かに、等益の長子等与(一六一二―一六八)が図書を名乗っているが、慶長十八年では生を受けたばかりで比定しようもない。雲谷派の系列では、等益の兄等屋(？―一六一五)しか考えようがないが、等屋は広島に残り福島家に仕えたとき、同家の断絶が元和五年(一六一九)のことであり、等屋比定の線もむづかしい。

そこで、提示しておきたい人物がいる。先学では全く取り上げられていない松田次郎左衛門直房という絵師。松田等叔家「譜録」に載るところを示すと、先ず系図の部には、又兵衛・次郎左衛門・中甫の名と「雲澤等漢ト号、延宝四年五月十八日死、行年不知、狩野松栄直信^(弟)子ト成狩野改、後松田復」などと記される。そして、伝書の部は写真(図11)に示すとおりで、「輝元公御国移り被遊候節、御供仕萩御入被遊候節、絵図ヲ以御伺之時分相調差上候事」との伝書の文言、広島時代から毛利家に仕え、狩野松栄直信(一五一九―九二)の弟子となって狩野を名乗り、その後等顔の弟子となったという記述は大いに心を動かされるところである。

次郎左衛門直房、つまり雲沢等漢は、毛利元就の第十一子(末子)の秀包(一五六七―一六〇一、毛利家一門吉敷毛利家の祖)の家頼になったというが、慶長十八年当時、秀包はもうこの世の人ではなく、その子五兵衛直明(元禄五年へ一六九二)没、享年不明)以下子孫が代々雲谷家の弟子となり、絵をもって萩藩主の御用を勤めたというから、このとき、等漢は秀就に仕えていたと考えてよいだろう。なお、毛利秀包は天正七年(一五七九)兄の小早川隆景(一五三三―九七)の嗣子となったほか、同十五年羽柴姓を賜うなどしたが、関ヶ原合戦後剃髪して間もなく没している。

①「請取申金銀薄之事

一金薄五拾枚定

一銀はく五拾枚定

右は 日向様御諷之本百番分之

等顔の史料⑩(慶長十八年十月三日)との関わりが考えられる

「日向様御諷之本百番分之外題下絵」の制作に係る金・銀

箔各五〇枚の受取証。

この史料のみ「図書允」と署名される。

外題下繪之泥ニ請取申所

如件

慶長十八

狩野

五月四日

圖書允書判

河北李助殿〔旧記28〕

②「請取申金銀之事

一金百枚定

一銀百枚定

右は 日向様御短尺下繪

泥ニ遣申所如件

慶十八

五月六日

狩野圖書書判

田原五郎左衛門殿〔旧記28〕

③「請取申箔之事

合式拾枚之定

これも就隆御用に係る金・銀箔を狩野図書に請渡したことを示す史料。

内

拾枚は金

拾枚は銀

右は 日向様為御用請取

狩圖書方江渡申所如件

慶長十八

十月廿一日

小方吉左衛門書判

河北李助殿〔旧記28〕

受渡し役の「小方吉左衛門」は不明。

④「一御道服老ツ

面段子（マヅ）うらせてん
えりひも在之ふた入

右は狩野圖書法躰仕候時被遣候

所如件

七月廿八日

内左衛門（花押）

（継立原書3の7）

〈図10〉

狩野図書が「法躰」になった際、道服（表地が緞子、裏地が「せてん」つまり縹子、襟紐つき）一領を賜わったことを示す史料。

年紀を欠く。この直前後の記述にも年記は見当たらないが、既出の内藤左衛門尉（寛永二年没）の署名が坐わることから、①③と遠いところで考えることはできない。

注

収載されている。

(1) 一九六〇年「雲谷派の人と作品」（『國華』八二〇号）や一九六一年「雲谷派の人と作品 続上・中・下」（『國華』八二六〜八二八号）、一九六七年「雲谷派の人と作品 補訂1・2・3」（『國華』九〇四・九〇五・九〇七号）など。

(2) 一九八二年「雲谷等顔について」（『山口県地方史研究』四七号）や一九八三年「雲谷等顔研究史料（史料紹介）」（『美術史』一一四号）、一九八六年「雲谷等益考」（『古美術』七八号）など。

(3) 一九八六年「雲谷派の展開―雪舟画受容とその問題点―」（『古美術』七八号）や一九八八年「雲谷等顔の作風展開について」（『美術史』一二四号）、そして一九九三年「雲谷等顔とその一派」（『至文堂・日本の美術』三三三号）など。

右のほか、山口県立美術館の「展覧会図録『雲谷等顔と桃山時代』（一九八四年）・『雲谷派の系譜―雪舟の後継者たち―』（一九八六年）も三氏自らの論考も含まれ見落せない。

(4) 「譜録」や「分限帳」など主要な記録は、前記両展覧会図録に

(5) 財団法人防府毛利報公会蔵の重要文化財「毛利家文書」のうち慶長十年十二月十四日付け福原広俊外八百十九名連署起請文に「狩野等顔」の署名と花押があるが、一筆書きと推される点で自筆の可能性は薄い。

(6) 少なくとも雲谷派をはじめ絵画関連では重複した記述は認められない。

(7) これまで、洞春寺障壁面の制作時期については、同寺の萩における普請期間、すなわち慶長十一〜十三年が当てられていた（影山純夫「早川家旧蔵障壁面について」一八九八三年）など。